



令和7年（2025年）3月31日

職員の失職について

地方公務員法第16条第1号に該当し、同法第28条第4項の規定に基づき、次のとおり職員が失職しましたので公表します。

1 該当職員

産業振興課付 会計年度任用職員（地域おこし協力隊） 47歳 男性

2 失職年月日

令和7年3月31日

3 事案の概要

令和6年11月19日午後11時45分頃、酒気を帯び、基準値を超えるアルコールを身体に保有する状態で、立科町内道路において軽貨物自動車を運転した。

令和7年4月14日に長野地方裁判所佐久支部において公判が行われるが、該当職員の任用期間は令和7年3月31日で満了となるため、刑の確定を前に同日付けをもって失職とする。

4 配信元

企画課企画情報係 電話 0267-88-8403（直通）

《参考》 地方公務員法（抄）
（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（降任、免職、休職等）

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

1～3 省略

4 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

立科町 総務課 庶務係
（課長）今井 一行 （担当）田口 仁
電話： 0267-56-2311
FAX： 0267-56-2310
E-mail： shomu@town.tateshina.nagano.jp